

# 緊急一時保護事業・緊急時支援事業の検討のながれ

緊急事態発生

地域で生活している障がい者について、介助者の緊急入院や死亡など不在となる事態が生じた場合

## 実態把握（直接・間接問わず）

- ・支給決定、障がい福祉サービスの利用の有無
- ・援助が期待できる親族等の有無 など

日中に発生した事例に対しては、  
庁内の連携（生活保護受給者の場合等）や、  
地域の事業者等と連携して情報収集を行う

さまざまな支援の活用について検討しても、  
居宅等において過ごす手立てが確保できない場合

- 支給決定を受けておらず、契約による障がい福祉サービスの利用ができない場合は、  
特例介護給付、やむを得ない措置による対応を検討
- 障がい福祉サービスの利用がある場合は、  
現行計画の見直し等により、居宅介護や短期入所等の利用による緊急対応を検討
- 親族等の所在が判明している場合は、一時的な見守りなどの支援等が可能か確認
- 体調が悪い場合等は医療機関等への入院等も検討
- 事業者等が一時的に居宅へ訪問して支援等を行った場合は  
夜間・休日等緊急時支援事業の活用も可能

## 障がい者緊急一時保護事業 （R2年度から実施）

【緊急性が高く一時的な保護が必要な場合】

緊急一時保護施設（入所施設）において支援を行う。（2床）

- ※緊急一時保護事業の検討にあたっては別添（手引き）を参照
- ※要請する場合は障がい福祉課へ連絡すること

- \*一時保護中のルールについて本人が同意していること
- ・外出等は原則禁止（区役所同行による受診等を除く）
- ・携帯電話（スマートフォン）の使用不可

## 夜間・休日等緊急時支援事業 （R1年度から実施）

【支援にサービス等の活用ができない場合】

障がい福祉サービス事業所が対象者の居宅等を訪問し、日常生活の継続に必要な介助等の支援を行う。

- \*居宅以外の場所で、一時的な滞在による支援を行うことも可能。  
(例：日中活動事業所で受入れ、夜間も付添い対応する等)

◆夜間や休日の場合、区は介在せず一時保護が行われますが、障がい福祉課等と連携して対応を進めます◆

## 具体的な対応事例

<事例1>

療育A手帳所持者（支援区分4）と母の世帯で12月28日【平日時間内】に母が緊急入院。利用中の短期入所が本日まで。

<実際の対応結果>

利用している居宅介護等での対応を検討するも、夜間までは対応できなかったため、緊急一時保護事業により対応した。

<事例2>

療育A手帳所持者（支援区分なし）と母の世帯で母が緊急入院。入院中の母が病院職員を通じて、区保健福祉センターに自宅にいる対象者の安否確認を依頼。【平日時間内】

<実際の対応結果>

当日は夜間・休日等緊急時支援事業により居宅介護で対応し、翌日からは特例介護給付に切り替えて介護・日中事業所で対応した。

<事例3>

療育B1手帳所持者（支援区分なし）と母の世帯で、12月26日から母が掃除に出てこないで、近所の人々が不審に思い通報。後日31日【休日】に母の死亡が判明。

<実際の対応結果>

叔母に確認した結果、単身居宅生活が一定可能と判断され、夜間・休日緊急時支援事業により食事や入浴での介護を実施した。

<事例4>

介護給付の申請手続き中において、介助者である母の死亡【平日夕方】により、本人への居宅訪問等の支援が必要となった。

<実際の対応結果>

夜間・休日等緊急時支援事業を検討も、特例介護給付により、その日から、重度訪問介護・日中事業所で24時間対応を組んだ。

このほか、緊急一時保護事業や夜間・休日等緊急時支援事業を検討も、親族などにより対応ができたケースもある